

株式会社リベル 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 1月 1日 ～ 2030年 12月 31日までの 5年間

2. 内容

次世代育成支援対策推進法に基づく目標

目標1：将来的に「男女ともに育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを社員に配布、説明し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2026年 1月 ～ 担当者にて社員のニーズ調査開始
- 2026年 3月 ～ 育児休業制度に関する資料の配布、説明を行い社員へ周知

目標2：中学校修了前の子を養育する社員が、就業しつつ子を養育することを容易にするために、子の看護等休暇制度（有給/年 10日）を導入。

<対策>

- 2026年 1月 ～ 担当者にて社員のニーズ調査開始
- 2026年 3月 ～ 制度の導入、社内会議などによる社員への周知

目標3：2030年 12月までに、会社全体の平均時間外労働を 10時間未満にする。

<対策>

- 2026年 1月 ～ 法定時間外労働の原因の分析等を行う
- 2026年 4月 ～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 2026年 6月 ～ 社内報などによる社員への周知

女性活躍推進法に基づく目標

目標4：2030年 3月までに、社員に占める女性社員の割合を 20%以上にする。

<対策>

- 2026年 3月 ～ 女性の採用拡大に向けた働きやすい職場環境を整備
- 2026年 4月 ～ 採用活動を開始